

学位記番号	※ 甲第 45 号
-------	-----------

学 位 論 文 の 要 旨

論文題目 長春市における「満州国」旧祉群の保存と変遷

氏 名 周 家 彤

論 文 内 容 の 要 旨

序章

長春市における「満州国」(1932～1945)旧祉群は、近代史上の日中関係を記憶している。それは観光資源として利用され、人々に注目されている。それは偶然ではなく、中国近代における半封建半植民地を象徴する上海バンド(租界)旧祉や、フランスとイギリスを中心とした連合軍による破壊を物語る北京円明園旧祉及び日本の植民地主義を象徴する韓国における朝鮮総督府旧祉などの旧祉は、歴史文化の視野に入り、新しい時代を迎え、日中の文化交流や国際文化交流は新たな課題に直面している。

第一章

「満州国」首都建築の旧祉群は、「越境」した日本の建築家により、建てられた建築旧祉群である。それらの旧祉は、「満州国」崩壊後の中国「解放戦役」時期(1945～1948)、解放初期(1949～1965)、文化大革命時期(1966～1976)という3つの時代を経て、経済改革開放時期(1978以後)に入り、その歴史文化的な意味は、「精神文明」の建設にあるとされた。それについて、いったいどのように評価するのであろうか。

第二章

文化要素の面では、文化と文化が接触し、外来文化要素が受容された時、その文化のシステムにどのような変化が生じるのか、「越境」した映画劇場、「越境」した映画会社といった事例の考察を通じて、文化の「拒絶」と「受容」という過程もあるし、1978年以降における利用から保護への移行期における「新京」映画産業旧祉群、「満映」撮影所など、文化的な「接触と変容」という「両面性」があると言える。

第三章

1982年「中華人民共和国文化財保護法」の公布と実施により、歴史文化旧祉の保存は法的な根拠を得た。その以降の文化財保護とその法制度の形成期において、「満州国」旧祉群に対する国辱という意識は中華民族の優秀な歴史遺産との不整合感を強めた。政策の解釈と抵抗、感情的な対立と規制、実際の衝突と摩擦など、文化財保護法と法制度の実施はこのような雰囲気の中で展開した。1991年、2002年、2007年という3回にわたる法改正や法制度の強化により、2007年「吉林省文化財保護条例」と2012年「長春市文化財保護条例」により、2012年まで「満州国」旧祉は歴史を記憶するものとして63ヶ所が長春市政府によって文化財として認定された。

第四章

「満州国」における日本語教育は、現代の多文化共生の日中間での文化交流とは違い、格差が存在していた。しかし、現代の「中華人民共和国文化財保護法」とその法制度により、「歴史価値を有し、各時代、各民族の社会制度、社会活動を反映し、教育意義を持つ旧祉」は、文化財であり、歴史文化遺産である。その限りでは、支配の道具であった「文教部」をはじめ、「満州国」新京教育旧祉群も保存されるべき、文化財なのである。

第五章

駐「満州国」関東軍司令部旧祉、傀儡「満州国」皇宮旧祉、「満州国」官庁旧祉群などをめぐる植民地の歴史と1988年以降「中国国家級景観区」となったことについての矛盾に対し、2007年12月の長春市第13期第1回の人民代表大会で、人民代表李立夫が「満州国」旧祉群は、「世界警示性文化遺産」すなわち「教訓」の「満州国」旧祉群として再評価してはどうかという提案をした。

第六章

「満州国」旧祉群をめぐる論争のなかで、その旧祉が集中した新民大街はすなわち「満州国」官庁街（元順天大街）は、2012年6月に題名「傀儡の宿命」として「中国歴史文化名街」に入選した。「満州国」皇宮旧祉、「八大部」旧祉、「満映」旧祉、「満州国」中央銀行旧祉などの3組13か所の旧祉の位置づけは変化している。2013年7月に、それらの旧祉は中国国家文物総局により、全国文化財として認定された。こうして、「満州国」旧祉群の一部は国家によって、文化財としての意味を認められたのである。

第七章

中国近代における半封建半植民地社会の記憶として、長春市における「満州国」旧祉群を見る時、現代社会における文化的な視座、集合意識、共生の基準という道徳的な性格をバランスして考えなければならない。現在の長春市では、ユネスコ登録に向けて、「満州国」旧祉ごとに、日本植民地の実態について再検討を開始している。「満州国」旧祉群をめぐる観光資源としての開発は、その旧祉群を現代的な文化政策に取り入れられつつある。それは植民地主義という歴史的側面と独創的な近代建築技術の保存という「二面性」持っている。

終章

中国では 1982 年の文化財保護法の公布及び実施以来、6 回にわたる長春市の文化財の現地調査が実施された。その度ごとに、それぞれ市、省、国という各レベルの文化財へと「満州国」遺産は変遷した。その過程は国際化著しい社会での新しい問題であり、今後の日中関係史研究に更に新しい課題と視点を提供するものと考えられる。